

富田林市条例第 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(富田林市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 富田林市行政財産使用料条例（平成25年富田林市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「年額」の次に「又は月額」を、「期間が1年」の次に「又は1月」を加える。

別表第1第4号中「12,000円」を「12,220円」に改め、同表第5号中「60,000円」を「月額5,090円」に改め、同表第6号中「24,000円」を「24,440円」に改め、同表備考を同表備考第1項とし、同備考に次の1備考を加える。

2 月額の表示がないものは、年額とする。

(富田林市立教育施設使用条例の一部改正)

第2条 富田林市立教育施設使用条例（昭和41年富田林市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の欄中「700円」を「710円」に、「1,000円」を「1,010円」に改め、同表教室の欄中「700円」を「710円」に改める。

(富田林市きらめき創造館条例の一部改正)

第3条 富田林市きらめき創造館条例（平成29年富田林市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表スタディルーム1の項中「700円」を「710円」に改め、同表グループ活動室Aの項中「900円」を「910円」に、「600円」を「610円」に改め、同表グループ活動室A及びBの項中「1,400円」を「1,420円」に、「900円」を「910円」に改め、同表スタジオの項中「1,300円」を「1,320円」に改める。

(富田林市立市民総合体育館条例の一部改正)

第4条 富田林市立市民総合体育館条例（昭和55年富田林市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表1 専用利用料金中

「

4,400	4,950	4,950	11,000	22,000
3,000	3,300	3,300	7,400	14,800
2,200	2,480	2,480	5,500	11,000
1,500	1,650	1,650	3,700	7,400
900	1,050	1,050	2,200	4,400
900	1,050	1,050	2,200	4,400
200	230	230	500	1,000

」

を

「

4,480	5,040	5,040	11,200	22,400
3,050	3,360	3,360	7,530	15,070
2,240	2,520	2,520	5,600	11,200
1,520	1,680	1,680	3,760	7,530
910	1,060	1,060	2,240	4,480
910	1,060	1,060	2,240	4,480
200	230	230	500	1,010

」

に改め、同表3 付属設備等利用料金放送室設備及びPAセットの項中「2,000」を「2,030」に改め、同フロアシートの項中「2,500」を「2,540」に改め、同舞台の項中「7,000」を「7,120」に改める。

(富田林市立総合スポーツ公園設置条例の一部改正)

第5条 富田林市立総合スポーツ公園設置条例(平成6年富田林市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表1表 施設の利用料金の上限額中「2,000」を「2,030」に、「1,000」を「1,010」に、「5,000」を「5,090」に、「1,600」を「1,620」に改め、同表2表 付属設備等の利用料金の上限額中「1,000円」を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

(富田林市立テニスコート設置条例の一部改正)

第6条 富田林市立テニスコート設置条例(平成8年富田林市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,010円」に改める。

(富田林市立旧田中家住宅条例の一部改正)

第7条 富田林市立旧田中家住宅条例(平成24年富田林市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表和室1の項及び和室2の項中「4,000円」を「4,070円」に改め、同表和室1及び和室2の項中「8,000円」を「8,140円」に改める。

(富田林市ケアセンター条例の一部改正)

第8条 富田林市ケアセンター条例(平成8年富田林市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号ア中「4,000円」を「4,070円」に、「6,000円」を「6,110円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,030円」に、「3,000円」を「3,050円」に改め、同項第3号中「1,000円」を「1,010円」に改める。

別表第1中

「

1,000 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円	2,300 円	3,300 円
1,000 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円	2,300 円	3,300 円
3,800 円	3,800 円	3,800 円	7,600 円	8,700 円	12,500 円
1,400 円	1,400 円	1,400 円	2,800 円	3,200 円	4,600 円
3,000 円	3,000 円	3,000 円	6,000 円	6,900 円	9,900 円

」

を

「

1, 0 1 0 円	1, 0 1 0 円	1, 0 1 0 円	2, 0 2 0 円	2, 3 2 0 円	3, 3 3 0 円
1, 0 1 0 円	1, 0 1 0 円	1, 0 1 0 円	2, 0 2 0 円	2, 3 2 0 円	3, 3 3 0 円
3, 8 7 0 円	3, 8 7 0 円	3, 8 7 0 円	7, 7 4 0 円	8, 8 6 0 円	1 2, 7 3 0円
1, 4 2 0 円	1, 4 2 0 円	1, 4 2 0 円	2, 8 4 0 円	3, 2 4 0 円	4, 6 6 0 円
3, 0 5 0 円	3, 0 5 0 円	3, 0 5 0 円	6, 1 0 0 円	7, 0 1 0 円	1 0, 0 6 0円

」

に改める。

別表第2中

「

1回につき 3 0 0円	1回につき 6 0 0円
月額 3, 0 0 0円	月額 5, 0 0 0円
1回につき 3, 0 0 0円	1回につき 6, 0 0 0円

」

を

「

1回につき 3 0 0円	1回につき 6 1 0円
月額 3, 0 5 0円	月額 5, 0 9 0円
1回につき 3, 0 5 0円	1回につき 6, 1 1 0円

」

に改める。

(富田林市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第9条 富田林市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成7年富田林市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(3) 臨時的な処理		100キログラムまで	2,500円
		100キログラムを超える10キログラムまでごとに	150円
(4) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬		1個につき	2,700円
(1) 収集処理		1件	2,000円
(2) 持込処理		1件	1,000円
(1) 普通	一般家庭	1人1回につき	120円
(2) 特殊	一般家庭で、便槽の位置、構造等により汲取作業を困難にし又支障を生ずると市長が認めたもの	1人1回につき	120円の20割以内の増徴
(3) 従量	人員により算定し、難しいもの又は著しく実情にそぐわないと市長が認めるもの	1リットルにつき	10円 (円位未満は切捨)
(4) 臨時	市の収集計画日以外	基本料金	1,000円
	の収集申込	1リットルにつき	10円
	公共下水接続による最終収集	1回につき	5,000円

」

を

「

(3) 臨時的な処理		100キログラム	2,540円
------------	--	----------	--------

		まで	
		100キログラム を超える10キ ログラムまでごとに	150円
(4)	特定家庭用機器廃棄物の 収集及び運搬	1個につき	2,750円
(1)	収集処理	1件	2,030円
(2)	持込処理	1件	1,010円
(1)	普通 一般家庭	1人1回につき	120円
(2)	特殊 一般家庭で、便槽の 位置、構造等により汲 取作業を困難にし又 支障を生ずると市長 が認めたもの	1人1回につき	120円の2 0割以内の増 徴
(3)	従量 人員により算定し 難いもの又は著しく 実情にそぐわないと 市長が認めるもの	1リットルにつき	10円 (円位未満は 切捨)
(4)	臨時 市の収集計画日以 外の収集申込	基本料金 1リットルにつき	1,010円 10円
	公共下水接続によ る最終収集	1回につき	5,090円

」

に改める。

(富田林市営葬儀条例の一部改正)

第10条 富田林市営葬儀条例(昭和53年富田林市条例第4号)の一部を次の  
ように改正する。

別表中

「

280,000円	260,000円	198,000円
277,000円	257,000円	

」

を

「

285,180円	264,810円	201,660円
282,120円	261,750円	

」

に改める。

(富田林市立斎場条例の一部改正)

第11条 富田林市立斎場条例(平成5年富田林市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表霊安室の項中「3,000円」を「3,050円」に、「6,000円」を「6,110円」に改め、同表葬儀室の項中「50,000円」を「50,920円」に改める。

(富田林市立霊園条例の一部改正)

第12条 富田林市立霊園条例(平成5年富田林市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2Aタイプ(2㎡)の項中「1,000円」を「1,010円」に改め、同表Bタイプ(3㎡)の項中「1,500円」を「1,520円」に改め、同表Cタイプ(4㎡)の項中「2,000円」を「2,030円」に改め、同表Dタイプ(6㎡)の項中「3,000円」を「3,050円」に改める。

(富田林市市民会館条例の一部改正)

第13条 富田林市市民会館条例(平成元年富田林市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表1表 施設の利用料金の上限額(備考を除く。)を次のように改める。

1表 施設の利用料金の上限額

利用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後	午前9時から午後	午後1時から午後	午前9時から午後

		まで	5時まで	10時 まで	5時まで	10時 まで	10時 まで
市民 センター 一室	中ホール	円 7,530	円 10,080	円 13,240	円 16,190	円 20,470	円 26,480
	大会議室	3,970	4,990	6,620	8,250	10,280	13,240
	会議室1	1,420	1,620	2,130	2,640	3,360	4,370
	会議室2	400	610	710	1,010	1,320	1,730
	会議室3	810	1,220	1,420	2,030	2,640	3,460
	特別会議 室	1,520	2,440	2,850	3,560	4,370	5,700
	松の間	2,340	2,850	3,970	4,780	6,000	7,840
	竹の間	1,830	2,340	3,250	3,970	4,880	6,410
	梅の間	1,120	1,420	1,930	2,440	2,950	3,870
	和室1	1,010	1,420	1,830	2,440	2,850	3,870
	和室2	810	1,220	1,420	2,030	2,640	3,460
	展示室	4,680	7,020	8,040	11,710	15,070	19,750
	多 目 的 ホ ー ル 活 動	文化活動	13,030	17,410	22,710	28,000	35,440
ス ポ ー ツ	全面	2,130	3,050	6,720			11,000
	2/3面	1,420	2,030	4,480			7,330
	1/3面	710	1,010	2,240			3,660



福祉センター	1人1回につき 100 (正午から午後6時まで)					
農林会議室	2,440	3,050	4,170	4,880	6,310	8,140

別表2表 附属施設の利用料金の上限額中「2,700円」を「2,750円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「590円」を「600円」に、「540円」を「550円」に改める。

(すばるホール条例の一部改正)

第14条 すばるホール条例(平成2年富田林市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表1表 すばるホール施設の利用料金の上限額(備考を除く。)を次のように改める。

1表 すばるホール施設の利用料金の上限額

項目		利用時間帯					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール	平日	円 27,500	円 40,740	円 48,370	円 64,670	円 84,530	円 101,850
	土・日・休日	円 33,100	円 48,370	円 58,050	円 76,890	円 100,830	円 122,220
リハーサル室		7,120	9,770	9,770	16,900	19,550	26,680

					0	0	0
楽屋①		1,520	1,930	1,930	3,460	3,870	5,390
楽屋②		500	710	710	1,220	1,420	1,930
楽屋③		500	710	710	1,220	1,420	1,930
楽屋④		710	910	910	1,620	1,830	2,540
楽屋⑤		1,830	2,440	2,440	4,270	4,880	6,720
小ホール	平日	9,160	13,440	16,090	20,160	25,050	33,610
	土・日・休日	11,000	16,090	19,350	24,240	30,040	40,330
		0	0	0	0	0	0
小ホール控室1		610	810	810	1,420	1,620	2,240
小ホール控室2		1,730	2,240	2,240	3,970	4,480	6,210
研修室		4,680	6,310	6,310	11,000	12,620	17,310
会議室①		1,520	2,030	2,030	3,560	4,070	5,600
会議室②	全部利用	3,050	4,070	4,070	7,120	8,140	11,200
	1 / 2 利用	1,520	2,030	2,030	3,560	4,070	5,600
会議室③		3,050	4,070	4,070	7,120	8,140	11,200
カルチャールーム		3,150	4,170	4,170	7,330	8,350	11,500
和室		2,030	2,750	2,750	4,780	5,500	7,530
レセ	平日	23,830	31,870	31,870	55,710	63,750	87,590

プシ		0	0	0	0	0	0	
ジョン	土・日・	28,510	38,190	38,190	66,810	76,380	104,900	
ホール	休日	0	0	0	0	0	0	
レセプション		2,640	3,460	3,460	6,110	6,920	9,570	
ホール控室								
展示室	平日	全部利用	9,770	12,930	12,930	22,710	25,870	35,640
	1 / 2	利用	4,880	6,510	6,510	11,400	13,030	17,920
		利用				0	0	0
	土・日・	全部利用	11,710	15,580	15,580	27,290	31,160	42,870
休日	1 / 2	5,900	7,840	7,840	13,640	15,680	21,590	
	利用				0	0	0	
プラネタリウム室	平日	—	—	13,130	—	—	—	
	土・日・	—	—	15,370	—	—	—	
	休日			0				
音楽練習室		1時間につき1,010円						
アルデバラン		1時間につき1,010円						
駐車場		1時間につき100円（最初の2時間は無料）						

別表2表 付属設備の利用料金の上限額(備考を除く。)を次のように改める。

2表 付属設備の利用料金の上限額

施設名	品目	1回の利用料金 (音楽練習室は1時間)
ホール	舞台設備	5,090円
	音響設備	1,520円

	照明設備	20,370円
	映写設備	10,180円
	楽器	12,220円
銀河の間	舞台設備	1,010円
	照明設備	1,010円
	音響設備	2,030円
	映写設備	5,090円
	楽器	1,620円
小ホール	照明設備	8,140円
	音響設備	4,070円
	楽器	1,620円
リハーサル室	音響設備	500円
	楽器	1,220円
和室	茶道具	1,010円
	囲碁・将棋類	100円
音楽練習室	楽器	1,320円
共通	映写設備	3,050円
	音響設備	300円
	中継料	12,220円
	電源使用料 1kW	300円

(富田林市立コミュニティセンター条例の一部改正)

第15条 富田林市立コミュニティセンター条例(平成13年富田林市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第12条関係)

項目	利用時間帯		
	午前	午後	全日

	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時15分まで	午前9時から午後5時15分まで
講座室1	1,320円	1,730円	3,050円
講座室2	710円	1,010円	1,730円
講座室3	2,030円	2,750円	4,780円
講座室4	1,120円	1,520円	2,640円
講座室5	1,010円	1,320円	2,340円
講座室6	910円	1,220円	2,130円
クラフト室	1,320円	1,730円	3,050円
和室1	500円	610円	1,120円
和室2	500円	610円	1,120円
カラオケ設備	1,520円	1,520円	3,050円
浴場	中学生以上1人1回につき100円		

(富田林市金剛連絡所ホール設置条例の一部改正)

第16条 富田林市金剛連絡所ホール設置条例(平成22年富田林市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項中「750円」を「760円」に改める。

(観光交流施設きらめきファクトリー条例の一部改正)

第17条 観光交流施設きらめきファクトリー条例(平成26年富田林市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第8条関係)

項目			利用時間帯		
			昼間	昼夜間	全日
			10時～15時	15時～21時	10時～21時
ス ペ ー ス	全部利用	非営利目的	円	円	円
		平日	2,030	2,030	4,070
		土日祝	3,050	3,050	6,110

ス	営利目的	平日	3,050	3,050	6,110
		土日祝	4,070	4,070	8,140
	非営利目的	平日	1,010	1,010	2,030
		土日祝	1,520	1,520	3,050
	営利目的	平日	1,520	1,520	3,050
		土日祝	2,030	2,030	4,070

(富田林市農業公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 富田林市農業公園の設置及び管理に関する条例(平成5年富田林市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表1 入園に係る利用料金の上限額大人の項中「700円」を「710円」に改める。

別表2 施設利用に係る利用料金の上限額中

「

500円	800円	1,100円
1,800円	2,800円	3,900円
1,500円	2,400円	3,300円

」

を

「

500円	810円	1,120円
1,830円	2,850円	3,970円
1,520円	2,440円	3,360円

」

に改める。

(富田林市消防手数料条例の一部改正)

第19条 富田林市消防手数料条例(平成24年富田林市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

容量1万リットル以下のタンク	6,000円
容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円
容量が100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円
容量が200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
容量が600リットル以下のタンク	6,000円
容量が600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11,000円
容量が1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15,000円
容量が2万リットルを超えるタンク	15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円

	を加えた額
--	-------

を  
「

容量1万リットル以下のタンク	6, 110円
容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11, 200円
容量が100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15, 270円
容量が200万リットルを超えるタンク	15, 270円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4, 480円を加えた額
容量が600リットル以下のタンク	6, 110円
容量が600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11, 200円
容量が1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15, 270円
容量が2万リットルを超えるタンク	15, 270円に1万リットル又は1万リットルに満



	たない端数を 増すごとに 4,480円 を加えた額
--	------------------------------------

」

に改める。

別表第6 タンク検査済証（副）プレート再交付の項中「600円」を「610円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

第2条 この条例（第9条及び第19条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下次条において「施行日」という。）以後の利用に係る使用料及び利用料金（以下この条において「使用料等」という。）について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

第3条 この条例（第9条及び第19条の規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、同日前に行う手数料を徴収する事務に係る手数料については、なお従前の例による。